

## 株式会社十六銀行

公表日：2022年3月30日

## ポジティブインパクトファイナンス実施体系

ESG推進室

担当アナリスト：新井 真美

格付投資情報センター（R&I）は十六銀行のポジティブインパクトファイナンス実施体系について、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が制定したポジティブインパクト金融原則（PIF原則）に適合していることを確認した。R&Iは十六銀行が提供した情報とR&Iが実施した手続きの範囲において、実施体系に示される業務プロセスはPIF原則に準拠してデザインされ融資案件に適用されることを確認している。

## 1. 評価対象

### (1) 経営戦略におけるサステナビリティ

十六銀行は岐阜県のトップ地銀。経済規模が大きく地理的に近い愛知県でも一定のシェアを確保している。明治10年に第十六国立銀行として創業以来、顧客や地域に寄り添い強固な信頼関係を構築し、国際的に競争力のある製造業が集積する中京圏の形成とともに発展してきた。創業に携わった渋沢栄一氏の座右の銘「順理則裕」（道理に順って生きることは、すなわち繁栄につながる）の考えは役職員の間で大切に受け継がれており、十六銀行の成長の原動力となっている。2021年10月、持株会社体制へ移行し十六フィナンシャルグループが発足した。グループ経営理念の存在意義・使命として「お客さま・地域の成長と豊かさの実現」を掲げ、「十六フィナンシャルグループSDGs宣言」には5つの重点課題（マテリアリティ）を定めている。十六銀行はグループの先導的な役割をはたし、金融業務を深化させることで地域経済の活性化と地域社会の持続的発展に向けて注力していく。

十六フィナンシャルグループは、21年10月から23年3月までを計画期間とする第1次経営計画において「ともに地域の未来を創造し、ともに持続的な成長を遂げる総合金融グループ」を目指している。「マーケットインアプローチ戦略」「DX戦略」「地域コミット戦略」の3つの経営戦略の取り組みを加速させ、「事業領域の拡大」と「多様化するニーズへの対応」を成長ドライバーとしてグループシナジーを最大化することにより、地域の持続的な成長に貢献していく。3つの経営戦略のうち「地域コミット戦略」では、SDGsに関する活動について①自社の取り組みの深化、②顧客や地域の取り組み支援——の2つのアプローチをとり、グループ全役職員のSDGs・地域創生への意識向上を図っている。

自社の取り組みとして気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言への賛同表明、環境・社会課題の解決に向けた取り組み姿勢を明確にする投融資方針の制定、脱炭素社会に向けてCO2排出量削減の目標設定——などを実施している。

顧客のSDGsに関連する資金調達を支援する取り組みとして、21年7月に「じゅうろくSDGs・ESGファイナンス」の取り扱いを開始し、資金使途や調達形態に応じてグリーンローンやサステナビリティリンクローン（SLL）など7つの資金供給手段を提供する。22年1月に開始した「SDGsチャレンジアシスト」では、SDGs経営の取り組み状況を確認し目標達成に向けた資金を融資する。顧客がSDGs経営への意識を高めていく段階で、環境・社会・経済に与える影響（インパクト）を全体的に捉えポジティブインパクトを創出しつつ、事業から生じる人や環境へのネガティブインパクトを低減する事業を後押しする仕組みとしてポジティブインパクトファイナンス（PIF）の実施体制を構築する。

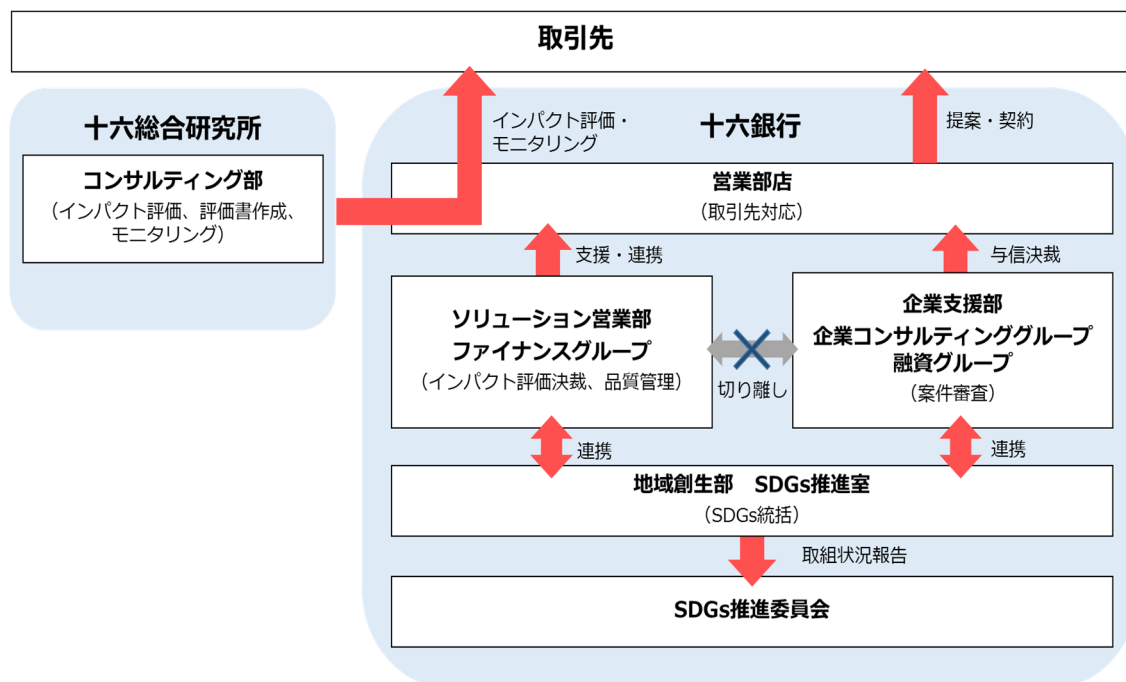
### (2) インパクトファイナンスの業務管理体制

十六フィナンシャルグループは取締役社長を議長とする「グループSDGs推進会議」を設置し、グルー

プの SDGs に関する取り組みについて年に 1 回以上審議する。会議の決定事項は各グループ会社に展開される。十六銀行では地域創生部 SDGs 推進室が SDGs に関連する活動を統括し、頭取を委員長とする「SDGs 推進委員会」に取り組み状況を報告する。

PIF の実施体制は下図の通りである。営業部店と十六総合研究所（十六総研）が連携してインパクト評価を実施し、十六総研が評価書を作成する。ソリューション営業部は評価書の内容を確認してインパクト評価を決裁する。この決裁は与信決裁とは切り離して判断する。インパクト評価の内容を踏まえ、営業部店とソリューション営業部は協働して取扱金額・期間等の妥当性を検証し、企業支援部宛に案件を起案する。PIF 実行後は、十六総研が営業部店と連携し、年次で KPI 達成状況をモニタリングする。PIF 実施体系の品質管理はソリューション営業部が担い、実施体制について外部評価を年に 1 回取得する。

#### ■実務体制図



[出所：十六銀行資料より R&I 作成]

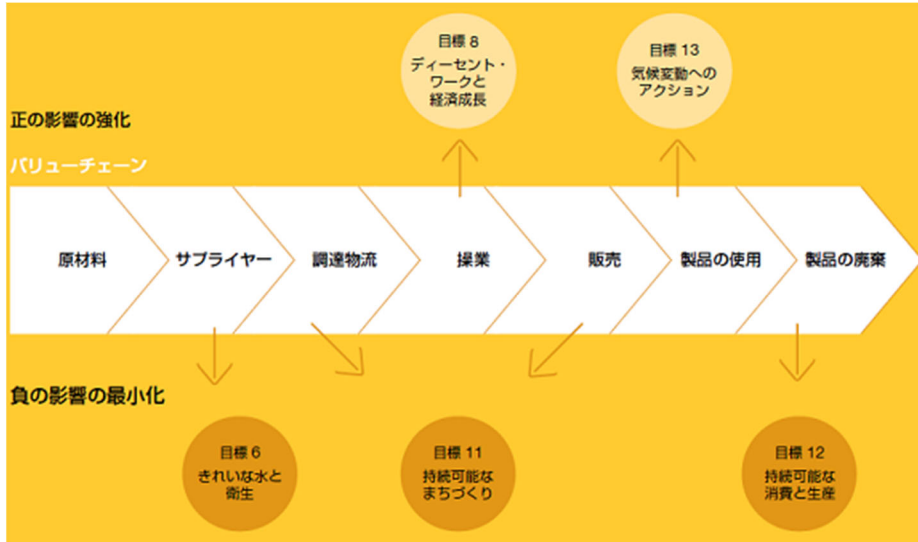
### (3)業務プロセス

#### ① インパクトの特定

インパクトの特定に先立ち統合報告書、ウェブサイト、事業性評価実施時に作成する資料などを確認するとともに、取引先の経営理念、事業、仕入先・販売先、展開地域などをヒアリングして取引先の全体像を把握する。特に SDGs 推進体制や SDGs 達成に向けた取り組みなどから経営戦略におけるサステナビリティの位置づけを確認する。

全体像の認識に基づきバリューチェーンの各段階において SDGs 諸課題に対しどのようなプラス・マイナスの影響があるのかを確認し、取引先の事業活動がもたらすポジティブインパクト及びネガティブインパクトを特定する。特定したインパクトは整理して SDGs のターゲットとの対応を確認する。

■バリューチェーン分析のイメージ



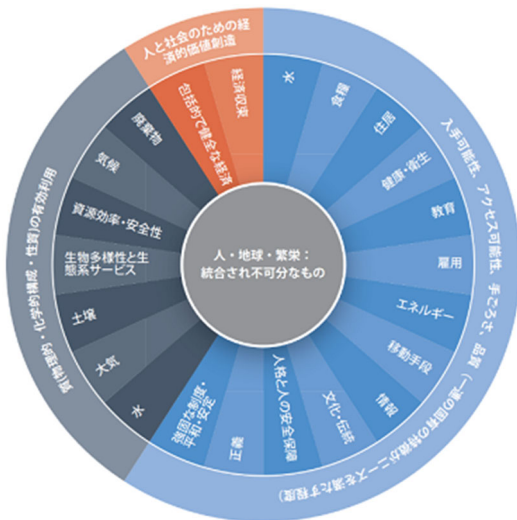
[出所：SDG Compass より R&I 加工]

特定したインパクトについて国際目線との整合性を確認するため、UNEP FI が提供する分析ツール「インパクトマッピング」を用いる。具体的には、「インパクトレーダー」が示す持続可能な開発の3つの側面（社会、環境、経済）を網羅する22のインパクトカテゴリ（下図参照）と国際標準産業分類（ISIC）等の業種の対応関係を調べ、取引先がインパクトを与えるカテゴリ（プラス/マイナス）、その度合い（大/小）、影響の内容を確認する。マッピング結果がバリューチェーン分析に基づいて特定したインパクトと相違する場合は、分析の過程で見落としが無かったかを改めて確認する。

取引先が活動する社会の要請を加味するため、バリューチェーン上のステークホルダーが属する国・地域におけるインパクトニーズを調べる。持続可能な開発ソリューションネットワーク（SDSN）が「持続可能な開発レポート」内で公表する各国のSDGダッシュボード（下図参照）でインパクトニーズを確認する。取引先の活動が特に岐阜県・愛知県で活発な場合は、両県がそれぞれ公表しているSDGs未来都市計画を参考にして地域におけるニーズの大きさを確認する。

特定したポジティブインパクトについて、追加性があることと十六銀行のSDGsの取り組みと方向性が同じことを確認してインパクト領域を決定する。

■インパクトレーダー



[出所：UNEP FI]

■SDGダッシュボード



[出所：SDSN]

## ② インパクトの評価

特定したインパクト領域において取引先の取り組みを促進し進捗状況をモニタリングするための KPI（重要業績評価指標）と目標を設定する。目標水準は、取引先のこれまでの SDGs 取り組み状況のほか、目標の追加性や社会的に求められるレベル等を踏まえ、適切で意欲的になるよう設定する。

インパクト分析結果を取引先にフィードバックし、インパクト領域や KPI の算出プロセス、目標設定について認識をすり合わせる。「ポジティブインパクトの創出」・「ネガティブインパクトの低減」に資する KPI 設定について協議し、その達成に向けた取り組みについて検討した上でインパクト評価を決定する。

## ③ モニタリング

目標に対する KPI の実績を確認するために少なくとも年に 1 回、取引先との会合の場を設け、KPI の達成状況をモニタリングする。達成・未達の要因を分析し、必要に応じて KPI の見直しを検討する。取引先の進捗を踏まえたソリューションを提案し、目標達成に向けた継続的支援に取り組む。

## 2. 適合性の評価

十六銀行は前項に示したインパクトファイナンスの業務管理体制や業務プロセスを「ポジティブインパクトファイナンス実施体系」として文書化（非公開）している。R&I は十六銀行が提供した実施体系の文書とそれに関連する情報、公開されている統合報告書などを閲覧し担当者への質問を実施した。また業務プロセスに関して融資案件への適用を観察し担当者への質問を実施した。R&I はこれらの情報と手続きの範囲において、実施体系に示される業務プロセスが PIF 原則の 4 つの事項それぞれについて準拠してデザインされ適用されることを確認した。PIF 原則に関しては UNEP FI が公表している関連文書やツールを適宜参照している。原則と主な確認事項は以下の通り。

### 原則 1 定義

ポジティブインパクト金融はポジティブインパクト・ビジネスのための金融である。

持続可能な開発の 3 つの側面（経済、環境、社会）のいずれにおいても潜在的なマイナスの影響が適切に特定され緩和され、なおかつ少なくともそれらの 1 つの面でプラスの貢献をもたらすこと。

ポジティブインパクト金融はこのような持続可能性の課題を総合的に評価することから、持続可能な開発目標（SDGs）における資金面での課題に対する直接的な対応策の 1 つとなる。

- インパクトの特定にインパクトレーダーを活用する。インパクトレーダーは持続可能な開発において特定の部分にフォーカスする施策よりも全体をとらえる施策（holistic approach）が有効であるとするポジティブインパクトファイナンスの考え方に基づき開発されたツールである。十六銀行はバリューチェーン分析の結果をインパクトレーダーと突合し、取引先の事業活動がもたらすプラス・マイナスの影響を全体的に把握する。この分析に基づいて SDGs 達成に向けた目標設定を行うプロセスをとっており、PIF の定義に合った業務内容となっている。
- PIF の実行に際してポジティブインパクトの創出とネガティブインパクトの低減に資する KPI の設定について取引先と協議し、達成に向けた取り組みについて検討した上でインパクト評価を決定する運営となっている。

### 原則 2 枠組み

ポジティブインパクト金融を実行するには、資金提供者（銀行、投資家など）が投融资対象となる事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体から生じるポジティブインパクトを特定してモニタリングするための十分なプロセス、方法、ツールが必要である。

- インパクトの特定には、上述の通り UNEP FI が提供する「インパクトマッピング」「インパクトレーダー」を活用し、国際的な見方との整合性をとる。インパクトニーズは SDG ダッシュボード等のツールを活用して的確に把握する。

- 十六銀行の SDGs の取り組みと同じ方向性のインパクトを特定した上で KPI と目標値を設定し、達成状況をモニタリングするプロセスがある。モニタリングを通じて把握した取引先の状況に応じ、目標達成に向けたソリューション提案を行う運営を定める。(原則 4 参照)。
- インパクト分析と統合的な ESG リスク管理は確立していないが、TCFD 提言に基づき気候変動に関する対応方針やリストと機会の認識など重要事項について議論を開始している。環境・社会課題の解決に向けた取り組みについて、姿勢を明確にする投融资方針を制定した。気候変動リスクは重大なリスクと認識し、統合的リスク管理の枠組みで管理する態勢の構築を目指している。
- インパクトの評価を担う十六総研の担当者は従来のコンサルティング業務で培った調査・分析力や地域情勢に関する知見を持つ。インパクト評価を決定するソリューション営業部には、サステナブルファイナンス商品の開発・運営に携わる専門人員を配置する。KPI の設定に SLL の野心性の考え方を取り入れるなど経験を生かしている。十六総研と十六銀行がそれぞれの専門性を発揮できる体制となっている。
- ソリューション営業部はグリーンローンや SLL を組成してきた経験を踏まえて、PIF と既存商品との相違点などを的確に認識して取り組みの意義や留意点の社内周知を図る。同部は営業部店の側面支援や十六総研との連携を通じて組織内で知見の共有化を図るとともに、様々な顧客のニーズに触れることで商品性の向上に努めている。
- 融資業務全体としては、営業部店、企業支援部、ソリューション営業部、地域創生部 SDGs 推進室、十六総研の連携により、既存業務の枠組みの中で PIF を効率よく運用する。一方、インパクト評価の判断に他の業務の影響が及ぶことを最小限に抑えるために、インパクト評価の決裁は通常の場合審査と切り離す運用としている。
- PIF の実施体制について年に 1 回、外部評価を受けて実行時のインパクト評価、モニタリングの実施状況が適切であることなどについて確認し、必要に応じて内容を更新する。

### 原則 3 透明性

ポジティブインパクト金融の資金提供者（銀行、投資家など）は以下のような点について透明性の確保と情報開示が求められる。

- ポジティブインパクトとして資金調達した事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体において意図したポジティブインパクトについて（原則 1 に関連）
- 適格性を判断し、影響をモニタリングし検証するために確立されたプロセスについて（原則 2 に関連）
- 資金調達した活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体が達成したインパクトについて（原則 4 に関連）。

- 十六銀行は十六総研と連携しインパクト分析の結果を評価書として取引先に提供するとともに、取引先が合意できる範囲において評価書の内容を公表する。評価の実施状況については独立した評価機関によるレビューを受け、その結果を PIF の実施概要とともに公表する。
- PIF の体制と業務プロセスに関しては R&I が独立した評価を実施し、それらの概要と評価結果を本オピニオンとして公表する。
- 十六銀行は個別案件のモニタリング結果を取りまとめ、取引先の同意が得られる範囲で年に 2 回、同行のウェブサイトを開示する予定である。

### 原則 4 評価

資金提供者（銀行、投資家など）が提供するポジティブインパクト金融は意図するインパクトの実現度合いによって評価されなければならない。

- 十六銀行はインパクト領域に設定した KPI の達成状況を取引先と共有する会合を少なくとも年に 1 回実施する。進捗を踏まえ目標達成に必要な資金やノウハウの提供、関連するサービス提供者とのマッチングなどを提案し、インパクトの実現を支援する。

- 地域金融の事業特性や十六銀行のサステナビリティへの取り組み姿勢を踏まえると、継続的な取引先の事業変化を支援するような融資が多くなることが想定される。このような場合、個別融資の実行による追加的な効果を測ることは難しい。十六銀行はポジティブインパクトに関して、インパクト創出を意図した新規事業への着手や既存事業のインパクト拡大に向けた体制強化等、追加性があると考えられるケースを実施手続きに明示することで、できる限り追加性を意識できる業務プロセスをとっている。

以上

**【留意事項】**

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではありません。R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

**【専門性・第三者性】**

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&Iと資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。